

◎ 追完書類の提出方法

郵便のみで受け付ける。当該書類の到着が確認できない場合は再提出を求めることがあるため、再提出が困難な書類の場合は、写しを手元に控え、原本を簡易書留郵便で送付すること（問い合わせ番号が記載された書留受領証を保管しておくこと）。

複数の追完書類がある場合は、提出できるものから随時提出すること。

封筒の表に「司法修習生採用選考の追完書類在中」と朱書きすること。

追完書類	注意	提出先
成績証明書（卒業・修了・退学年月の記載のあるもの、退学を含む。） (コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> 卒業等の後、速やかに取得し、提出する。 卒業等年月日以降に発行されたものを提出する。 封筒に「開封無効」等の記載がある場合でも、必ず開封の上、卒業等年月の記載を確認する。 成績証明書に卒業等年月の記載がない場合は、別途卒業等証明書を提出する。 	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 任用課試験係 電話 03-3264-8191(直通) 03-3264-8111(代表)
退職証明書 資格の登録抹消証明書等	<ul style="list-style-type: none"> 退職又は抹消後、速やかに取得し、提出する。 退職又は資格登録抹消年月日以降に発行されたものを提出する。 	
再検査等結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> 9月27日（金）（必着）までに提出する。 封緘された書類の場合でも、必ず開封の上、再検査等の結果や指示内容、作成日、担当医の記名及び押印の漏れがないことを確認し、本人控えとして必ず再検査等結果報告書の写しを取ること。 	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 能率課研修健康係 電話 03-3264-8111(代表)

◎ 変更事項の届出方法

郵便のみで受け付ける。当該書類の到着が確認できない場合は再提出を求めることがあるため、再提出が困難な書類の場合は、写しを手元に控え、原本を簡易書留郵便で送付すること（問い合わせ番号が記載された書留受領証を保管しておくこと）。

封筒の表に「司法修習生採用選考の届出書類在中」と朱書きすること。

届出書類	注意	届出先
氏名・本籍・筆頭者・現住所及び電話番号の変更届	<ul style="list-style-type: none"> 右記の届出先①及び②双方に、速やかに提出する。 変更事項を記載した適宜の書面（必ず署名・押印する。）を提出する。 なお、修習予定地通知後は、修習予定地も記載する。 氏名・本籍及び筆頭者に変更が生じた場合は、変更事項を証する書面として「戸籍抄（謄）本」又は「住民票の写し（本籍地及び戸籍筆頭者が記載され、個人番号の記載のないもの）」（コピー不可）も併せて提出する。 ただし、変更事項を証する書面は、届出先②に対しては、コピーの提出で足りる。 住所を変更した場合は、必ず郵便局へ転居届を提出すること。 	[届出先①] 〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所事務総局人事局 任用課試験係 電話 03-3264-8191 (直通) 03-3264-8111 (代表) [届出先②] 〒351-0194 埼玉県和光市南2-3-8 司法研修所事務局企画第二課 調査係 電話 048-460-2045 (直通)